

# ～抄録～

〔論 説〕

## 明治初期、自由民権運動の展開と相剋 ——福沢諭吉における「民権と国権」のはざまで—— 自由民権研究序説——

飯田 鼎

「明治初期、自由民権運動の展開と相剋」と題する本論文は、明治の変革のイデオロギーともいるべき自由民権思想が、世代によってその理解がいかに異なるかを、福沢諭吉を中心とする天保年間生まれの思想家たちと、その後の弘化、安政年間に生まれ、明治維新の時期に成年期に達した人々の観念とを対比し、維新の変革に内在させていた緒矛盾の一端を明らかにしようとしたものである。

紙面の制約もあり、「天保の老人たち」については一応ふれることができたが、植木枝盛や馬場辰猪、中江兆民および大井憲太郎等の思想や活動については、充分に展開することができなかった。テーマが大きすぎ、福沢諭吉の思想に傾斜しそうだが、機会が許せば、明治の青年たちの思想と福沢等天保の老人たちとの思想的な相剋と葛藤についてもふれたいのであるが、今回は筆者の不手際もあり、残念乍ら果たすことができず、故藤原教授の御靈前にお詫びする次第である。

福沢諭吉、F. ウェーランド、阿部泰藏

西川俊作

1868年の初夏、彰義隊討伐戦の当日、砲声の響くなかで福沢諭吉がF・ウェーランドの『経済学』を講義していたことは、『自伝』に語られている有名なエピソードである。ところが翌年になると彼は『経済学』の講義を小幡篤次郎に譲り、自分は（小幡の見つけてきた）同じ著者の『道徳科学』の講義担当に代わっている。福沢はそこに、在来からの仁義五常の道徳論とはまったく異なる、新しい「修身論」を見出したのである。

ウェーランドはバプティスト派のブラウン大学の学長を務める聖職者であったから、

その経済学は牧師派経済学の典型であったし、ましてや倫理学原論はキリスト教々義にもとづくものであったけれども、実践倫理は独立の個人と社会を成り立たせているreciprocity（相互いの精神）を軸とした所説であった。

福沢は『学問のすゝめ』2、6～8編では、自由や、国法の尊重、国民の義務など、宗教色を排したトピックスをウェーランドによって教え説いている。慶應義塾のカリキュラムを見ると、1870年代の終わり頃まで『道徳科学』のみならず『経済学』の親版ならばに縮約版が中級、初級のテキストとして使われているが、その間に上級生は先生とともにギズーやミルを読み始めていたことが推察できる。

## 日本銀行の銀行保有株式買入

齊 藤 壽 彦

本論文において、日本銀行が大手銀行などから直接にその保有株式を買入れた問題を実証的、総合的に考察した。単なる現状分析にとどまらず、理論研究を基礎に、時間的推移も考慮に入れてこの問題を考察した。政策評価（意義と問題点の分析）も行った。

本論文においては、まず本施策の決定過程を考察し、当初株式買入を拒否していた日本銀行が、不良債権問題の深刻化と株価低落に伴う大手銀行の経営悪化という状況変化のもとで、日本銀行自らがこの異例の施策の採用を決断するに至ったことを明らかにした。続いて本施策の目的、日銀の株式買入方法、買入れ状況を論述した。

さらに日銀の株式買入限度額引上施策について、それが実施された背景や目的について考察した。

最後にこの施策を信用秩序維持、証券市場、貨幣・中央銀行信認に及ぼす影響について検討した。本施策は日本銀行が銀行の株価変動リスク軽減を通じて金融システムの安定を図る政策であって、また、政府に不良債権の早期処理への取組を促すという役割をもっており、それは一定の役割を果たしたが、それは大きな限界をもっており、また証券市場の改善には役立たず、中央銀行の財務悪化を通ずる信認毀損の恐れという問題点をもっていたということを明らかにしている。

## 産業金融モデルを中心とする複線的金融システム

藤 原 英 郎

2002年9月の金融審議会答申は日本版ビッグバン以降初めての金融システム展望であり、従来型の銀行を経由する資金仲介である産業金融モデルも存在するが、今後は証券市場の機能を活用する資金仲介である市場金融モデルを中心とする複線的金融システムへの再構築が必要であるとしている。

これまで産業金融モデルが中心なので金融リスクのほとんどが銀行に集中し、銀行がこれを支えきれなくなっているのは事実であり、リスク分散型の市場金融モデルを強化していく必要があるとの論旨自体は首肯できる。

しかし、資金仲介ないし金融モデルを決定するのは国民の金融資産選好である。我が国国民の安全性志向は強く、預貯金を選好し、リスク資産に対する関心は著しく低い。我が国では今後とも産業金融モデルを中心とせざるを得ない。答申は理念先行であり、現実を軽視している。

今後強化すべき市場金融モデルの最大の問題点は証券会社の信頼性の低さである。一方、有力な証券会社を傘下に持つメガバンクを中心とする総合金融サービスが成立している。銀行という相対的に高い信頼性をバックとしたこの総合金融サービスグループがこれからの市場金融モデルの有力な担い手として期待される。

## 監査とコーポレート・ガバナンス

—21世紀への展望：J.R. パーシー所説にそって—

濱 田 弘 作

21世紀の監査業務は国際的監査局面に直面した。このことは20世紀末葉（1990年代）における監査領域が、極めて複雑な状況の下で遂行されるに至ったからである。すなわち資本市場は、Corporate Governance (C.G.) が必須の局面、所謂強力な動的監査職を要求した。国際的監査基準の発達に係わる重要な時期に、その論争を展開する様に国際監査実行委員会（the International Auditing Practices Committee; IAPC）が、CGの発達を探求し利害関係者、技術進歩にもとづく株式会社報告書において、非財務的測定の発展要請が、監査に新たな枠組を要請した。消極的要請の下で、報告はそれが追加的価値ばかりか、明確な伝達による適正さを求めた。

現行における監査基準は、21世紀の環境局面で既に変化の兆をみたことになる。IAPCの目的は監査業務を助成することにある。それは21世紀の環境局面を考慮し、変化を吟

味することにあった。真に IAPC の役割は、監査業務を助成し進展させることであった。関心を惹起した名声と地位の維持を図る限り、公衆の期待に応えるという基準や指針を公刊し、重要課題の発展を提言する。

会計士国際連合は IAPC や他の委員会を通して、今日、必要に直面した基準を認識し、その中軸を確立するため過去20年以上に亘り、最大級の職務を遂行してきた。今や将来の重要課題を探求するに至っている。すなわち、金融市場のグローバリゼーション化、資本市場における IOSCO の関心、および国際的株式取引が出現したからである。IAPC は、監査専門職のリーダー・シップにとって協議事項の発展に重要な役割を演じてきた。

而して監査人は会計、真実、公正を旨とする企業の適正管理、法律を遵守した健全な経営環境や社会問題に対し、責任ある局面での開示に係わるに至った。コーポレート・ガバナンスの発達は、監査人に対して、広範囲に亘る利害関係者（例えば株主）に奉仕のため、株式会社報告書上で、不確定な非財務情報の発展を確固とする要請に応えた監査証明、監査報告について新たな体裁で応えるに至った。換言すれば、国際的監査基準の設定者や監査教育に重要問題を提起した。グローバル・ビジネスや資本市場の発達は、CG の発展が国際的次元を呈示し、世界中で完全な合致を見る傾向にある。ここに監査基準、情報技術、行動、および持分所有者の視点から下記の構成で言及を必要としたのである。

- S 1 監査領域における CG と監査の現況
- S 2 公衆の利益と財務諸表の信頼
- S 3 企業への期待：管理、不正行為の有無
- S 4 環境問題への対応に対する評価：財務報告書
- S 5 むすび

## 明治の企業家 杉山徳三郎の研究 筑豊石炭一括販売所について

杉 山 謙二郎

明治14年に目尾坑主杉山徳三郎が蒸気機関による汽力採炭に成功して以来、筑豊炭田の石炭産業は目覚ましい発展を遂げ、明治18年11月には政府・県の要請もあり、筑豊石炭坑業組合が設立された。しかし、筑豊の坑主達がこの組合を設立した目的の一つに当時支配力を強めつつあった石炭問屋から市場の主導権を取り戻す意図があり、そのためには彼らは組合の一機関として石炭一括販売所を設け、杉山徳三郎を一括販売人に任命した。この販売所により、彼らは団結して炭価を維持し、坑主間金融により運転資金の確保を図ろうとしたのである。この試みは幕末以来幾度か行われてきた坑主による市場支

配への最後で、最大の挑戦であったが、「19年恐慌」と後世に呼ばれた激しい炭価の下落の前に約半年しか命を保つことが出来なかった。

この一括販売所については石炭産業の研究者の間で古くから知られていたが、史料の不足からその内部にまで立ち入った研究は今まで発表されてこなかった。そこで本論では蒐集した文献と、デジタル処理により復元された杉山徳三郎の「明治19年日記」の断片を基に、その内容と機能を調査し、この挑戦が不可避的に失敗に至らざるを得なかつた理由を明らかにするよう試みた。結果として、改めて生産者による市場支配の困難さと技術系企業家の限界が見えてくるようである。

### 〔研究ノート〕

## 藩札研究史覚え書き

村田 隆三

江戸時代の貨幣制度は三貨と称せられる様に、金・銀・銭貨を使用していた。しかし江戸時代には、これら铸貨以外に私札・藩札と呼ばれる紙札が、領域通貨として通用していたのである。本稿ではこの領域貨幣としての藩札の研究史を振り返り、今後の研究の方向を探ろうとするものである。

近世初頭に於ける領域通貨としての紙札としては、畿内に於いて商人ないしは商人集団が発行した銀札・羽書と名づけられた私札が流通していた。そのほとんどは幕府による銭貨（寛永通宝）発行が軌道に乗る17世紀後半には姿を消し、これに代わる様に発行されたのが、各地の藩政府によって発行された藩領域通貨としての藩札である。

藩札の発行理由としては一般的に a、藩経済の窮迫と、b、領内通貨の不足が挙げられており、a が主な理由であるとされているが、研究対象藩の経済発展の度合いや時期の違いによって、論者によって多少のニュアンスの違いがある。また、藩札の発行主体も、a、藩が直接発行する場合と、b、商人が請け負って発行する場合に別けられる。さらに、このようにして発行された藩札の流通を円滑にするため、藩政府は正貨の流通を禁じて藩札のみの流通を強制するなど、さまざまな規制をおこなっている。

このような藩札の持つ種々の諸矛盾を集中的に表していると思われるが、藩札を信用通貨とする論に対して、これを国家紙幣・政府紙幣であるとする批判が寄せられたことから生じた論争であろう。この論争に関しては結論は出ていない状態であるが、これ以後の藩札研究は地域的・時期的により緻密なものとなってきており、藩札の機能に関しても一様でないことが認識されつつあるといつてよい。

また、藩札の円滑な流通にとって、それを受け取り、使用する領民の藩札に対する認識が決定的に重要となる。この意味において、コンフィデンスあるいはクレディビリティ（社会的信用もしくは社会的信認）という概念が、今後の藩札研究にとって有効なものとなるであろう。

## 公共政策学と産業政策論の統合をめぐる課題について ——総合政策学序論研究の試み——

小栗幸夫, 熊田禎宣  
日向寺純雄, 樹下明  
影山僖一

国民本位の政治システムの確立に向けて政策学の進化が期待されている。こうした趣旨を徹底するために、本学大学院政策研究科博士課程においては、平成13年度の秋学期に教員と学生による共同研究（応用プロジェクト）が実施された。その際の共通テーマは、公共政策学と産業政策学の融合であった。それら双方の研究グループの共同作業により、より広範な政策学、いわゆる総合政策学の確立が希求されてきた。半年間にわたる教員と大学院生による報告と討論が重ねられた。それらの活動成果の一部が本稿において紹介されている。個々の原稿は、必ずしも統一のとれたものとはなっていない。これらの論稿は、公共政策と産業政策の統合を目指した報告の序論的な試みであり、問題意識について、読者の方々の参考に供する事が出来れば、幸いである。

## 組織論と政策論のインターフェイスに関する研究 ——新時代に向けた政策評価の意義について——

影山 優一

経済政策に関する意思決定は、組織の在り方によって大きな影響を受けるものとされている。組織の在り方や組織間の力関係によって、政策内容が決められるものとなることが多い。組織の転換なくして、政策の変更も有り得ない。政策の内容は、政策に関係するステーク・ホルダーによる結合関係や力関係により決定されるものとなる。

政策の意思決定にさいしては、十分な効率性と先見性に基づいた合理主義による大きな変革の行なわれることは、極めて異例のことにして属する。合理主義的なモデルによる政策決定と実行は時代と環境の大きく変化する時に限定される。平素の変化は小幅なものにとどまることが多い。したがって、変革に際しては、わずかな小革新の積み重ねとなる増分主義モデルをもとにし、そこに合理性と時代の変化に対応する先見性を確認して僅かづつでも変革の手段を制度の中に植え付けていくことが重要となる。増分主義モデルに若干の変革を加えて、時代の先行きを担う基盤整備に政策の意義を見出だすこととする。こうした仮説を検証するための資料を提供しようとしたのが、本稿である。拙

稿に対する多くの方々よりのアドバイスを期待している。

## 研究開発マネジメントにおける プロダクト・イノベーション

坂 口 嘉 平

昨今、日本の製造業が直面しているデフレと産業の空洞化の厳しい環境から脱却するためには、研究開発マネジメントにおけるプロダクト・イノベーションが重要な課題となっている。

プロダクト・イノベーションはコア・コンピタンスの一要素である技術力の中核をなすコア技術によって引き起こされる。そのコア技術は持続的イノベーションによって創出されるが、やがて限界に達したときは、破壊的イノベーションに乗りかえなければならない。

プロダクト・イノベーションの源泉であるコア技術を獲得するための自前開発戦略とアウトソーシング戦略とを比較し論じた。イノベーションは先手必勝で競争優位に立つことができる。コストはかかるが、成功すれば先行者利潤を享受できる。

プロダクト・イノベーションは技術シーズと市場ニーズの融合によって達成される。技術シーズをもとに顧客の声なき声から潜在ニーズを掘り起こし、商品コンセプトの仮説・検証を経て、新商品が創出される。

最後にプロダクト・イノベーションを促進する組織イノベーションのあり方を提言した。

## 移転価格税制執行における 独立企業間価格算定方法の問題の検討

大河原 健

企業の国際化が進展する中、国際租税摩擦は近年ますます激化の様相を呈している。特に、取引量の多い関連者間取引から生ずる所得に対して、各国は移転価格税制による課税権行使を一層強化している。一方、多国籍企業としては、殆どの国及び国連機関において規定されている独立企業間原則の観点から、各国の移転価格税制への対応を講じ

てはいるものの、移転価格にまつわる紛争は、企業と税務当局、及び各国税務当局間で一向に絶えない。これは、当該税制に規定されている独立企業間原則の基準そのもの、およびその適用上の困難さに起因している。具体的には、比較対象取引の欠如、公開データの欠如、各国ごとの選好算定方法の相違、及び国毎の特殊要因に関する取扱いのコンセンサスの欠如等が挙げられる。この移転価格問題は、今日取引形態が電子商取引のように複雑化し、無形資産の重要性が増し、企業の統合が加速度的に進展するなか、ますます深刻になりつつある。こうした現状下、移転価格税務理論の限界も認識した上で、より経済実態に即した形で移転価格税制を運用していくことが国際租税摩擦緩和には必要となろう。

## 我が国雇用慣行の変化と税制に関する理論的検証

谷 川 喜美江

現在、我が国では、経営環境の変化にともない税法制定時には生じ得ない事実が存在するばかりではなく、税法制定時には生じることも予想しえなかつた事実が存在する。そこで、バブル崩壊後我が国における雇用慣行の変化の実状はどのようなものであるかアメリカ及びフランスの雇用慣行と比較することで検証を行い、我が国雇用慣行の変化に伴い生じた税制上の問題点を検証することで、我が国税法のあり方について検証を試みた。

まず、我が国及びフランス、アメリカの雇用政策と雇用慣行について検証を試みた。結果、アメリカにおいては1980年代以降、我が国企業をはじめとする国外の企業の競争力強化によりアメリカ企業は経営効率化を迫られ、アメリカ政府も1980年代以降雇用の流動化や合理化をはかるための規制緩和を積極的に行なってきた。

一方、我が国及びフランスにおいては、自国企業に対し雇用の安定と解雇規制や企業福祉といった企業の雇用者への雇用に対する保証を求める政策を実施していることが大きな影響を与える、我が国では「終身雇用制」、「年功序列賃金制」といった伝統的雇用慣行が成功したが、現在、我が国ではバブルの崩壊と韓国企業や中国企業の世界市場への進出、競争力の強化によりアメリカが1980年代以降に経験した状況に直面させられ、我が国の伝統的雇用慣行が崩壊している。しかしながら、我が国税法は企業の経営効率化促進に対応しきれず、弊害として感じている企業も存在する。

そこで、具体的に雇用慣行の変化による税法の問題点を検証したところ、現行税法の問題点を解決する為に先ず、年俸制の導入拡大に伴い役員報酬と役員賞与とを区分している制度を諸外国にならい、報酬としての適正額とそれを越える金額を賞与とする制度を整えるべきである。第二に、退職給与の通常給与への上乗せ制度に対応する為、給与所得と退職所得との区分をなくし、生涯賃金として給与所得と退職所得を合算し、適正な控除額を決定するべきである。第三に現行非課税とされているフリンジ・ベネフィット

トの多くの項目について、勤労に対する対価であるか否かを判断基準として課税所得に含めるべきである。以上のような現行税法の見直しを行うことで、我が国雇用慣行の変化による税法上の問題がある程度是正されることだろう。